県議会の概要



- ・県議会について
- ・議会と議員の役割について
- 議会のしくみ
- ・議会の傍聴、広報活動

山口県議会

県議会について

- 私たちの住む山口県を、より明るく住みよい郷土とすることは、私 たち県民の共通した願いです。その実現のためには、県の政治(県政) について、みんなで話し合って実行していかなければなりません。
- しかし、県民すべてが1か所に集まって県の政治のやり方を相談して決めることは実際にはできません。そこで、私たちの代表として選ばれた人が、県民の声を県政に反映するために集まり、意思決定をしています。



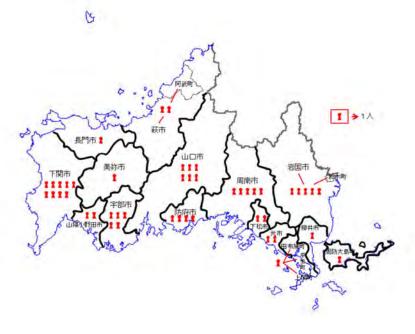
この代表者が県議会議員であり、議員の集まりが県議会です。



県議会議員の定数等

- 県議会議員は、地域の代表として選挙で選ばれ、任期は4年です。
- 現在の議員定数は47人で、選挙区の数は15です。

選挙区	定数	選挙区	定数
下関市	9人	長門市	1人
宇部市	5人	柳井市	1人
山口市	6人	美祢市	1人
萩市・ 阿武町	2人	周南市	5人
防府市	4人	山陽 小野田市	2人
下松市	2人	周防大島町	1人
岩国市· 和木町	5人	上関町・ 田布施町・ 平生町	1人
光市	2人	計 (15選挙区)	47人



※ 平成27年の公職選挙法改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

議会と議員の役割について 県 民 知事の選挙 地域の思い 県 議会 議案(条例や予算等)の提出 知事 議案の審査・議決 地域の声や県内の実情を踏まえた提言 要望活動 意見書の提出 国会・政府

- 知事が条例や予算などを県議会に提案し、県議会では、それが県民のためにより良い ものかどうか審査し、決定します。
- 県議会議員は、県民の代表として、県民の意見や要望などを県政に反映させるよう 努めています。その意味で、議会において議員が行う質問に答えた知事などの発言は、 県民へ向けたものとも言えます。

地域の代表としての役割

議員は、地域の声を県政・国政に届け、県と地域、県と市町をしっかりとつなぐ役割を果たすため、次のような活動を行っています。

- 県政に関する自分の考えを説明したり、議会活動の報告をする など、積極的に地域の人と意見交換を行っています。
- 産業、福祉、道路、教育など、地域のさまざまな問題について、 県に解決するよう求めたり、協力して解決に当たっています。
- 県の仕事に対する地域の人の疑問や要望など、 さまざまな相談を受けています。
- 地域の行事に常日頃から積極的に参加して、 地域の人との信頼関係を築いています。



県の監視役としての役割

- 県議会は、県民全体の代表機関であり、県政に関するさまざまな 意思決定を行っています。
- 県がより良い地域づくりに取り組んでいくように、県が進める 施策の監査役として、県議会は次のような仕事をしています。

議決	条例を定める、改める、廃止する。予算を決める。決算を 認める。重要な契約を結ぶ。
同意	副知事や教育委員などの特別な役職に就く人の選任に同意する。
調查	県の仕事が議会で決めたとおり、正しく行われているかど うか調査する。
意見書の提出	県民のためになることについて、国などに意見書を提出す る。
請願・陳情の受理	県民から出された請願を審査して、県政に反映する。陳情 は、議案審査の参考資料とする。

議会のしくみ

定例会と臨時会、本会議、委員会

定例会と臨時会

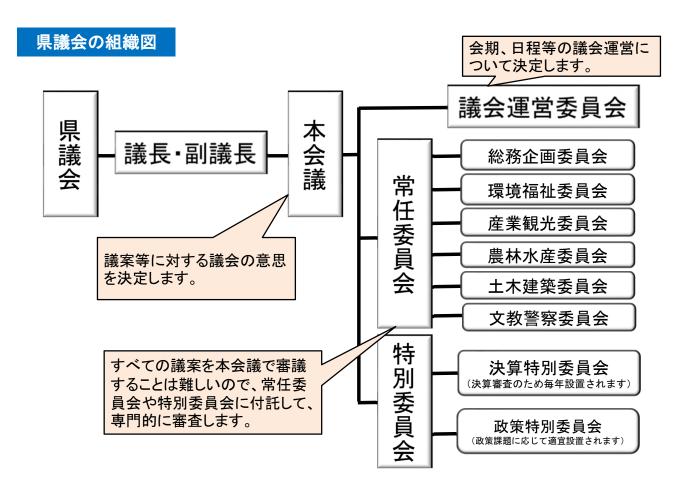
- 〇 定例会は、年4回(2月、6月、9月、12月)知事の招集により開催され、 議案(条例や予算等)や県政の方針など、県民生活にとって重要な事項につい て審議します。
- 臨時会は、大規模な災害が発生した時など、特定の事案を審議するために 招集されます。

本会議

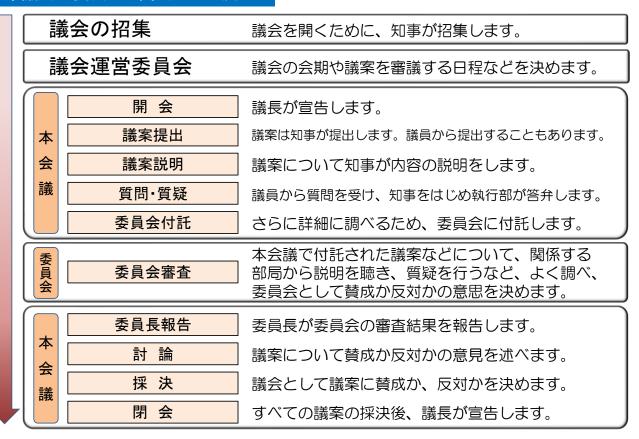
○ 本会議は議員全員が参加して開かれ、議会に提出された議案などに対し、 議会としての最終的な意思を決定します。

委員会

- 県の仕事は、産業振興、福祉、教育など多岐にわたっているので、議案など を専門的に詳しく、効率的に審査するため、委員会を設置しています。
- 委員会には、議会運営に関する事項などを決定する<u>議会運営委員会</u>、本会議で付託された議案等を専門的に審査する<u>常任委員会</u>、特定の課題について審査を行う特別委員会があります。



県議会の開会から閉会までの流れ



会期日程の具体例

【参考】令和6年6月定例会会期日程

会期:6月17日から7月5日(19日間)

月日	曜	区分	日	程		備	考
6月17日	月	本会議	開会10時	議案の上程・説明			
18	火						
19	水				質問・1	賞疑通告期 図	艮 13時
20	木		(議案調査のため)				
21	金	休 会					
22	±						
23	日						
24	月		開議10時	代表質問 • 質疑	·	·	
25	火					議請願の提出 いらの意見書	期限 13時 案提出期限 13時
26	水	本会議	閉議10時	一般質問 質疑			
27	木		[77] DEC 1 O II 1]	灰色的 克灰			
28	金						
29	土	休会					
30	日	14 云					
7月1日	月						
2	火	委員会	常任委員会	<u> </u>			
3	水						
4	木	休 会	(議事整理	のため)			
5	金	委員会 本会議		0分 議会運営委員: 委員長報告·採決			

Point

質問する議員が十分な準備をし、事前に自分の考えや質問の趣旨を執行機関に伝えることで、より建設的で活発な政策論議が行えるよう、通告期限が設けられています。

特定の課題についての審査

県の政策課題に応じて特別委員会を設置し、継続的に調査研究を 行い、知事に政策提言を行っています。

【特別委員会の設置例】

■人にやさしいデジタル社会実現特別委員会

県議会では令和3年7月から令和4年12月まで、人にやさ しいデジタル社会実現特別委員会を設置し、本県のデジタル 改革の取組が、より地域の実情に即し、着実かつ効果的に 社会全体の動きとして進展するよう、調査研究を行いました。

特別委員会では、本県のデジタル改革の取組に関して執行部から詳細な説明を受けるとともに、参考人からの意見聴取などを実施しました。

特別委員会の活動内容を取りまとめた報告書については、議会で報告するとともに、知事に対して要請を行いました。



(委員会の審議状況)



(参考人による説明)

議会閉会中の活動

県内や県外の先進的な施設・現場などへ出向いて視察を行って おり、調査の結果は議会での議論などに生かされています。

【視察報告例】

■県外調査視察・土木建築委員会(令和5年9月4日~6日)

【東海環状自動車道橋梁下部工事】

東海地域における道路ネットワークの構築及び建設DXの取組について調査するため、東海環状自動車道橋梁下部工事の現場を訪問し、事業の概要及びドローン映像による地形データ等を活用した取組について説明を受けるとともに、現場を視察し、意見交換を行いました。



【愛知県企業庁·明治用水頭首工復旧建設所】

工業用水道事業のBCP(業務継続計画)と危機対応等について調査するため、愛知県企業庁及び明治用水頭首工復旧建設所を訪問し、昨年発生した明治用水頭首工の漏水事故の状況及び対応等について、説明を受けるとともに、明治用水頭首工を視察し、意見交換を行いました。



【小里川ダム】

地域活性化に資するダムの取組について調査するため、地域に開かれたダムである小里川ダムを訪問し、ダム堤体内部の一般開放やギャラリーの設置、地域との共催イベント等の取組について説明を受けるともに、ダム堤体内外を視察し、意見交換を行いました。



議会改革の取組

県議会では、常にその時代に沿った議会改革を進めるべく努力を しています。

■議会改革検討協議会

県議会では、検討協議会を設けて、議会活動の充実強化や、県民に身近な、開かれた県議会を目指した取組方策等について、各会派からの提案をもとに、幅広く検討を進めることとしています。

この検討協議会は、議長の諮問機関として、超党派の議員で構成されており、検討協議を行った結果を取りまとめ、 議長に答申します。

最近では、令和3年7月に設置され、令和4年12月に議 長に答申を行いました。

検討協議会の答申を踏まえ、具体的な見直しの取組が進められています。



(会長から議長へ答申)



(検討協議会の様子)

若い世代に向けた取組

県議会では、高校生を対象とした「やまぐち高校生県議会」を 開催しています。

県議会では選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、次代を担う高校生に県議会の役割や県行政への理解と関心を高めてもらうため、平成27年度から毎年度やまぐち高校生県議会を開催しています。

高校生県議会は、県内各地域の高校生に参加していただき、実際の県議会の本会議と同じ議事運営により進行しています。

高校生議員からは、若い世代ならではの視点による質問や提案が出され、知事をはじめとする執行部から答弁が行われます。

令和2年度からは、高校生県議会として意見書を提出し、 採決する取組が開始されました。







議会の傍聴、広報活動

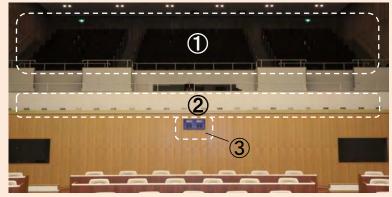
県議会の傍聴

県議会の本会議は公開されていますので、誰でも傍聴することができ ます。

傍聴を希望する方は、受付で傍聴券の交付を受け、傍聴規則を守って 静かに傍聴していただくようお願いしています。

傍聴席の定員は162人です。

議長席から見た傍聴席、記者席



- ①傍聴席:議会の様子を直接 見ることができます。
- ②記者席:会議の様子を取材するテレビや新聞の記者のための席です。
- ③出席議員数・残時間表示版: 質問や答弁の残り時間を表示 します。

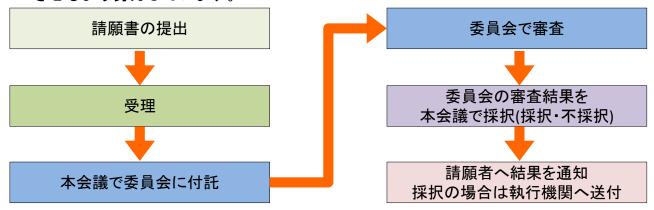
また、常任委員会や特別委員会についても簡単な手続きで傍聴できます。

請願•陳情

1 請願

請願とは、憲法に定められている国民の権利であり、国や地方公共団体などの公共 機関に対して、文書により意見や要望を提出することができます。

県議会に請願書を提出する場合は、県議会議員の紹介(1名以上)が必要です。 県議会では、請願を審査し、その内容が適当と認めるときは採択し、行政に反映 させるよう努力しています。



2 陳情

請願と同じようなものに陳情がありますが、これは議員の紹介は不要です。 陳情は委員会に付託せず、所管委員会において審査の参考資料とします。 書式等は、請願書に準じます。

県議会の広報

○県議会ホームページ

- ・議会の開催日程・本会議や委員会の審議概要・議案や意見書・会議録
- ・インターネット中継の視聴(本会議の生中継及び録画中継、決算特別委員会・政策特別委員会の生中継)など、議会に関する様々な情報を発信しています。





(本会議のインターネット中継画面)

山口県議会

検索

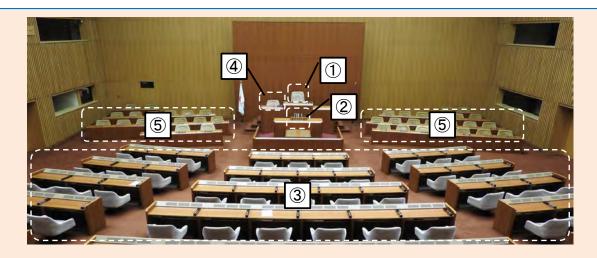
または https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/gikai/まで



○テレビ放送○テレビ放送○テレビ県政放送県政放送「元気創出!やまぐち」で議会活動を紹介

県議会では、様々な広報活動を行っています。県政への関心を高め、地域の声を県政 に反映していただけたらと考えています。

本会議場の配置



①議長席:ここに議長が座って、会議を進めます。

②演壇:議員が質問したり、知事が説明したりするところです。

③議員席:県議会議員が座ります。各議員が座る席は決まっています。

④議会事務局長席:議事進行を補助するため、議会事務局長が座ります。

⑤執行部席:知事をはじめ、執行部の代表の人が座ります。

執行部 副知事 知事 演壇
議員席
傍 聴 席 (162席)

議会事務局

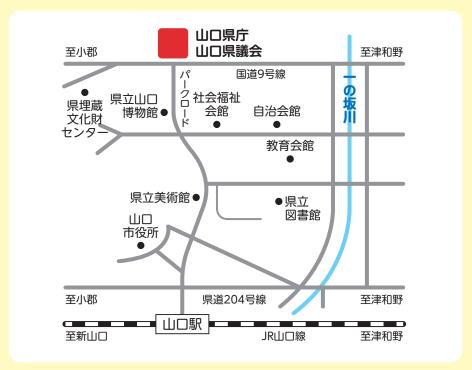
県議会の活動を補助する事務を行うため、議会事務局が設置されています。 本会議や委員会の運営や、議会活動に必要な資料の作成などを行っています。

		局		総務課	・議員報酬に関すること ・政務活動費に関すること ・議会の情報公開に関すること ・議員の資産公開に関すること ・庁舎管理に関すること
 	議 ———	局長・次長		議事調査課	・本会議に関すること・委員会に関すること・議事の記録に関すること・請願、陳情等の処理に関すること
				政務企画室	・議員の調査研究に関すること ・議員の提出する議案に関すること ・議長会、事務局長会議に関すること
				秘書室	・議長、副議長の秘書に関すること

■ メモ

山口県議会へのご案内

アクセスマップ



議会棟詳細

6階	第1・第2特別委員会室 展望ホール
5階	傍聴席
4階	委員会室 記者室 傍聴席
3階	議場 陳情請願室 会議室 議員控室
2階	議長室 副議長室 議会運営委員長室 議会運営委員会室 図書室 議会事務局(総務課 議事調査課 政務企画室 秘書室)
1階	受付 食堂
地下1階	駐車場

お問い合わせ

山口県議会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話 083-933-4110 E-mail: a30000@pref.yamaguchi.lg.jp https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/gikai/





